

2015年1月9日
全国港湾14発第50号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



第96次FOC・POCキャンペーンについて

過日、標記キャンペーンに関して、別添の通りメールを受け取り、本日(1月9日)、緊急に第5回常任中央執行委員会を開催し、対応を検討した。

その結果、次の通りの立場で臨むこととしたので、各単組・地区港湾において、本状の立場で対応するよう指示する。

なお、本状は当面の96次キャンペーンへの対処方針であり、今後の本心については、1月28日、29日に開催する第5回中央執行委員会で検討・決定する。

記

1. 常任会議は、今回の海員組合の対応は、次の点で理解できないものとの共通認識に立ち、これまでの延長線上では対応できないとの考えで一致した。

(1) キャンペーンの前進のために、キャンペーンの総括(年間結果と都度の行動結果)及び計画(年間計画と都度の計画)を論議する「海員・港湾中央FOC・POC対策会議(海員組合・全国港湾・港運同盟で構成)が未開催のまま、今次計画が通知されてきたこと。

しかも、通知は「藤木インスペクター宛て」であり、全国港湾に対する文書でもなく、これまで、共同対応で進めてきたことを考慮すれば、その真意を測りかねること。

(2) したがって、この計画は、海員組合で確認されたものと推察でき、全国港湾としては、対応しきれないこと。少なくとも「連絡会議を開催する」ことが必要だったと考える。

(3) 港湾に所属するインスペクターとしても、この文書一枚で「参加せよ」と指示されても、機関決定がないと動けないこと。

(4) なお、この文書による、1月27～29日のキャンペーン期間は、全国港湾の中央委員会と重なっており、物理的に行動参加は困難であること。

2. したがって、全国港湾としては、次の対応方針で臨む。

(1) 海員組合に対しては、海員・港湾中央FOC・POC対策会議の未開催、今回の一方的な措置について、その真意を質す。

(2) この事態を、ITF東京事務所を通じてITF本部に報告を行い、ITFの海員組合への指導を求める。

3. 各地区港湾、及び各単組は、今次キャンペーンに際して、当該地区の海員組合組織より、キャンペーンの具体化のための海員・港湾FOC・POC対策連絡会議開催の申し入れに際しては、次の立場で臨むこと。

(1) 海員・港湾中央FOC・POC対策会議が未開催で、組織的な会議での確認のないキャンペーンについて具体化する地区対策連絡会議には「出席しないこと」、「行動には協力しない」ことを明確に表明すること。

(2) その際、同キャンペーンの趣旨には賛同であり、その発展に寄与する立場は不変であるが、中央における財政還元のための協議の促進が肝要であり、その点を海員組合の地区組織として海員組合本部に働きかけるよう強く申し入れること。

(3) 地区における共同申し入れ文書等に記名・捺印をしないこと。

4. 参考のために、海員組合との共同行動の経過について簡単に整理する。

(1) 1984年9月、全国港湾・海員組合・港運同盟との間で、便宜置籍船対策共同行動の実施を合意した。以降、全国港湾は、ITFには未加盟であったが、この共同行動を進めてきた。

1996年2月、全国港湾はITF加盟を決議し、同年7月、加盟となり、全国港湾もITF方針に基づく便宜置籍船対策共同行動として取り組むことになる。

2004年9月、共同行動20年を期に、これまでの経過を踏まえ、ITFが便宜港湾対策の方針を打ち出したことも重視して、別添の合意・確認(別添参照)を行い、今日に至っている。具体的な取り組み方としては、「海員・港湾中央FOC・POC対策会議」で、年度計画(年3回/1月・7月・9月の行動)を確認し、それぞれの行動日前にも中央対策会議で前回キャンペーンの総括と次回キャンペーンの要綱を確認し、それをもとに、15地区の連絡会議で具体化・実施してきた。

(2) 更に、こうした共同行動をさらに発展させ、港湾と海員の共通する課題に対処すべく、2008年11月に海港労協を結成し、FOC・POCキャンペーンもこの組織の重要課題として位置付けて取り組むこととした。

(3) 同時に、このキャンペーンの成功に向けて、ITFとして港湾労働組合に対して財政的還元を行うべきだと、大会や港湾部会で主張してきた。

最初の問題提起は、1997年5月に行われた港湾部会(マイアミ会議)で、その後、機会あるごとに同趣旨の発言をし続けている。また、2012年、全国港湾は同キャンペーンの推進・発展のために、キャンペーンの成果を海員組合だけが享受するのではな

く、港湾労働組合に還元するよう海員組合に申し入れた。

しかし、この協議が進まないまま推移し、2013年1月のキャンペーン以降、キャンペーンの成功に向けた計画については賛同するが、財政還元を巡る協議が進んでいないことにより、行動には参加できないとの立場で対応することとし、中央連絡会議でもその方針で対応してきた。

(4) 具体的には、中央連絡会議に出席し、キャンペーンの意義と方針に積極的に賛成の立場を表明したうえで、そのためにこそ、海員組合との協議促進が必要で、それが無い現状では共同行動には参加できないことを主張し今日に至っている。地区においても、同様の立場で、港湾労働組合としての立場を表明してきている。

(5) 一方、1998年7月、日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)制定、有事法制の動きに反対する、共同シンポジウムを開催し、「有事法制反対」の共同行動を進める。同時に、航空連の「有事法制に反対」する交通運輸労働者の共同行動の呼びかけに、両者も応え、これが20労組として活動していくことになる。

以 上

- <添付> ① 海員組合からのメール
② 海員組合、全国港湾、港運同盟の合意文書